

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく協議会について

1 協議会の設置趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。)において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、およびこれを実施することが責務とされ、地域において女性活躍推進に係る取り組みに関して協議会を設置することができることとされた。

2 協議会の位置づけ

女性活躍推進法に基づき、国の基本方針や平成 29 年 3 月に策定された都の計画内容等を踏まえ、文京区における女性の職業生活における活躍の推進などについて協議するため、文京区男女平等参画推進会議を、女性活躍推進法に規定する協議会に位置づけるものとする。

3 協議会委員の構成

協議会の設置に当たっては、女性の職業生活における活躍の推進に関する事務・事業を行う国及び地方公共団体の機関を構成員とする必要がある。

このため、文京区男女平等参画推進会議に、厚生労働省東京労働局ハローワーク飯田橋、東京都立中央・城北職業能力開発センターから推薦される委員各 1 名を加える。

《参考》文京区男女平等参画推進会議構成

学識経験者 4 人以内、区内団体等 8 人以内（現在：文京区女性団体連絡会、文京区町会連合会、東京商工会議所文京支部、文京区労働組合協議会、文京区立小学校 PTA 連合会、文京区立中学校 PTA 連合会）、区民公募委員 4 人以内

4 男女平等参画推進会議の開催予定

平成 29 年 7 月	平成 29 年度	第 1 回男女平等参画推進会議
9 月		第 2 回男女平等参画推進会議
11 月		第 3 回男女平等参画推進会議
平成 30 年 2 月		第 4 回男女平等参画推進会議

5 その他

協議会での協議を踏まえ、文京区男女平等参画推進計画に補完すべき内容等を加え、同計画を女性活躍推進法第 6 条に定める市町村推進計画と位置づける。